

■ 檜の芽会 奨学生・会員特典（早期返還特典、他）

制定：令和3年5月13日

従来の学資金（奨学金）の貸与事業に加えて、奨学生や会員の奨学意欲及びライフプランの質的な向上を目指し、会員特典を提供していく仕組みを令和3年度より開始しました。

当会の奨学金制度は、無利子とはいえ貸与型の奨学金であります。当会が今まで存続し発展出来たのは、在学中に奨学金で勉学された会員の皆さまが、後輩のためにきちんと奨学貸与金を返還して下さったお陰です。今まで、奨学生懇談会へのご招待や会報の発送等の特典がありましたが、令和3年度より早期返還特典等を追加して、下記の通りに決めました。本会員特典は、奨学生および会員に対する奨学金貸与規程にて規定されたこととは別に定める、新たな待遇や恩典として取り扱います。

社会経済情勢の変化や当会の財務状況によっては、その運用方法、付与基準、制度の追加や改廃等も考えられますが、その場合は、理事会での慎重な審議後に適切な通知期間をもってお知らせしますので、ご了承下さい。

（奨学生・会員の特典）

奨学生および会員は、次の特典を無料で享受することができます。

- (1) 本会が行う懇談会、講習会、研修会、セミナーへの参加
- (2) 本会が刊行する定期刊行物（会報）の受領および投稿
- (3) 会員名簿に登載し、郵送やメール等による情報提供の受領
- (4) 後援名義の使用許諾

奨学生および会員からの申請に基づき、奨学生および会員個人が主体となって主催または共催する各種の行事等に対して、所定の審査の後、本法人後援名義を使用することができます。

（希望者は、事務局までお申し出下さい。）

(5) 奨学貸与金の早期返還に係わる特典

自らの奨学貸与金を基準より早期にかつ円滑に全額返還された会員には、報奨金（図書カード等）をお贈りします。対象者や金額等は、以下の通りです。

◆対象者の資格（以下のⅠかつⅡにあてはまる会員）等

- I. 返還の回数または返還額の3分の2以上が、定時引落とし（3ヶ月毎10日の自動払込み）にて実施された会員。
- II. 貸与期間（奨学金交付期間）のおよそ3倍以内の期間に全額を返還した会員。

4年間以上貸与：12年以内、 3年間貸与：9年以内、
2年間貸与： 6年以内、 1年間貸与：4年以内、

例1）2020年3月卒業（4年間貸与）→2032年3月末日まで対象

例2）2020年3月卒業（2年間貸与）→2026年3月末日まで対象

・報奨金（図書カード等）の額

返還総額が100万円以上の場合：1万円、 返還総額が100万円未満の場合：5千円、

（返還総額は、返還一部免除額を除いた実質的な奨学金貸与額です。）

(6) 奨学貸与金の全額返還に係わる特典

会員には、奨学貸与金が全額返還された後、しかるべき期間内に全額返還証明書及び謝意の品（新米）をお贈りします。

以上